

平成22年12月甲良町議会定例会会議録

平成22年12月15日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第53号 平成22年度甲良町一般会計補正予算（第3号）
- 第3 議案第54号 平成22年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第4 意見書第3号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書（案）
- 第5 発議第7号 官製談合疑惑等調査につき虚偽の陳述および記録の提出拒否に係る告発に関する決議案
- 第6 発議第8号 官製談合疑惑につき刑事告発に関する意見書案
- 第7 議員派遣について
- 第8 委員会の閉会中における継続審査および調査について

◎会議に出席した議員（10名）

1番	濱野圭市	2番	丸山恵二
3番	木村修	4番	金澤博
6番	宮寄光一	7番	建部孝夫
8番	藤堂一彦	9番	西澤伸明
10番	藤堂与三郎	11番	山田壽一

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	総務課長	山本貢造
会計管理者	山本昇	教育次長	金田長和
住民課長	山崎義幸	産業課長	茶木朝雄
企画監理課長	米田義正	人権課長	中山進
税務課長	建部真理子	建設課長	若林嘉昭
水道課長	陌間守	健康福祉課参事	中川愛博
総務課参事	陌間忍		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 大橋久和 書記 宝来正恵

(午前 9時50分 開会)

○山田議長 ただいまの出席議員数は10人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成22年12月甲良町議会定例会第2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、報告いたします。

山崎昭次議員が、去る12月10日に逝去されました。まことに哀悼痛惜のきわみに耐えません。

山崎昭次議員は、平成20年の1月に甲良町議会議員に初当選され、町政の発展に付された功績は周知のとおりでございます。今後の活躍にまつべきもの大なるものがあるとき、再び相まみえることのできないのを悲しむものであります。

ここに山崎昭次議員のご冥福を祈り、謹んで黙祷をささげたいと思います。全員、ご起立願います。

黙祷。

(黙祷)

○山田議長 ご着席願います。

続きまして、金澤副議長より、山崎昭次議員をしのんで追悼のあいさつを行っていただきます。

金澤議員。

○金澤副議長 故山崎昭次議員、追悼の言葉。

平成22年12月甲良町議会定例会。

平成22年12月15日。

甲良町議会議員 金澤博。

去る12月10日に逝去されました故山崎昭次議員のご逝去を悼み、謹んで哀悼の意をささげます。

本日、ここに平成22年12月定例会最終日に当たり、今1人、5番議席にはありし日の容姿とけいがいに接することもできず、議員一同、惜別の情を禁じ得ないところでございます。

あなたは平成20年1月に町民の絶大なる支持のもと、町議会議員に当選され、地方自治の推進に大きな足跡を残されました。

その間、各委員会等の要職を歴任されました。また、幾つかの一部事務組合の議会議員を歴任し、とりわけ大滝山林組合の運営には多大な貢献をされてきました。

あなたは、こよなく郷土を愛し、使命感に燃えた方で、ときには頑固一徹なところもありました。またすぐれた識見と円熟した人柄は、接する人に親

愛の情と敬意を起こさしめ、決しておごらず、だれに対しても面倒見のいい魅力的な方で、町内外の若き起業家のあこがれ、お手本、目標でもありました。

また、町政運営には常に貴重な役割を果たしてこられまして、今後の地方自治の推進と発展にあなたのご活躍を多くの方が期待するところ、まことに大きなものでありました。

まだこれから議員としての大成を嘱望されていた身をもって、ついに不帰の客となられましたことは、返す返すも痛惜に耐えません。

生者必滅のことわりとはいいいながら、あまりにもはかない人生の無常を嘆かざるを得ません。

12月9日の議会終了後、私と一献飲み交わす機会がありまして、そのとき、彼の言った言葉が私の心に残っています。「博君、彼らは弱いところをついてくる。しかし、それもきょうまでやった。きょうはうまい酒が飲める。本当によかった」その言葉が、私の心に重く今も残っています。

ここにあなたがありし日の面影をしのび、生前の功績をたたえ、ひたすら泉下の平安と、ご遺族並びに甲良町の前途に限りなきご加護を賜りますことをお願いして、一言、蕪辞を連ね、もって哀悼の言葉といたします。

平成22年12月15日。

甲良町議会議員 金澤博。

○山田議長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 木村議員および4番 金澤議員を指名いたします。

次に、日程第2 議案第53号 平成22年度甲良町一般会計補正予算(第3号)について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

補正予算に対する討論を行います。

今回の補正における歳入の部では、特別交付税以外は施策に伴う枠組みが決められているものと理解をし、特別交付税の確定による増額を何に充てるかという課題であると思います。そしてその際、町民の願いと暮らし、福祉に、農業支援にどう対応するかという問いが投げかけられているものと思います。

町民の暮らし向きは、長引く景気の低迷で、賃金の引き下げ、失業、倒産、

受注の減少で展望が見出せないままであります。ある食堂の店主とお話をしましたが、時間サービスで半額札を上げていました。この1、2年、特に1年のお客の減少はひどいもので、客集めのもののアイデアだと言います。それでもぱっとしないと嘆いておられました。

来春卒業予定の大学生の就職内定率が発表されましたが、最低を記録し、高校生の場合は依然として低水準で、57%台であります。県内の高校生の内定率は全国水準を大幅に上回ったと報じられていますが、70%に届いていません。

このときに町行政が、限られた予算の中で何ができるかということであります。

私たち日本共産党は、国政のレベルで国民の暮らし応援のルールある経済社会をめざして、労働者の低すぎる賃金の引き上げ、医療負担の軽減などで、景気の6割を占める個人消費と中小企業の活性化こそ、重視しなければならないと訴えております。

今回の補正で、インフルエンザのワクチン接種の補助対象を広げ、子宮頸がん予防、ヒブワクチンなどの助成制度を導入したことを評価をしています。

来年度は、さらに暮らしと営業、農業応援の福祉、医療充実の予算に重点を注ぎ、同和特別体制による施策の歪みが是正をされ、新築資金回収など同和事業の公正な後始末が一つ一つ進み、胸の張れる甲良町となれるよう、北川町政の展開を希望しております。

補正予算という今回の限定した範囲内において賛成とし、討論とさせていただきます。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第53号は可決されました。

次に、日程第3 議案第54号 平成22年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

この国民健康保険の補正予算についても、補正予算という限定の範囲で賛成討論を行うものであります。

来年度組まれる本予算において、国民健康保険は連合体、県単位の後期高齢者医療制度と同じように、連合の方向が取られています。国もその指導を進めています。しかし、どの地方自治体の国民健康保険会計も逼迫をして、余裕のある状態ではありません。そういう点では、一般会計からの繰り出しを町としては進めていく必要がありますし、国の国庫支出、これが削減をされてから、非常に長く低迷をしています。

県の補助制度も、この国民健康保険の補助制度は本当に貧困であります。そういう点でも、暮らしやそして医療の応援、そしてそこから循環をする経済の発展、国民本位の発展、こういうことがぜひ必要であります。

甲良町の課題で言えば、底を尽きかけている基金、この問題も非常に大きいものがございます。そういう点では、全国で数少ないではありますが、一般会計からの国保会計への繰り出しをふやして値上げをせずに、国民健康保険税が払いやすい状況をぜひともつくって、滞納の克服が必要だというように思います。そういう点を施策に反映をしていただきますよう要望し、希望をし、賛成討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第54号は可決されました。

次に、日程第4 意見書第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 意見書第3号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年12月15日。

甲良町議会議長 山田壽一様。

提出者 藤堂一彦議員。

賛成者 藤堂与三郎議員。

同じく賛成者 西澤伸明議員。

同じく建部孝夫議員。

同じく木村修議員。

同じく宮寄光一議員。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

藤堂一彦議員。

○藤堂一彦議員 朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）の交渉への参加に反対する意見書案。

政府は、平成２２年１１月９日、包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定し、この中で環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）について、交渉の参加、不参加の判断は先送りしたものの、関係局との協議を開始するとしたところであり、基本方針では我が国農業分野について、国を開くことを目標に挙げているが、我が国は世界最大の農業純輸入国であることから、農業分野は既に十分開かれており、国民の圧倒的多数が望むのは食糧自給率の向上である。

仮に今後、政府がすべての品目を自由化交渉対象としてＴＰＰ交渉に参加する判断を行えば、食糧自給率の向上どころか国内農業を崩壊させることになる。農家所得が補償されても輸入は増大し、国内生産の崩壊、関連産業の廃業、地方の雇用喪失により地域経済・社会にも壊滅的な打撃を与えることは明らかである。

加えて、ＷＴＯ農業交渉における農業の多面的機能の発揮と多様な農業の共存という高い理念の実現に向けた取り組みは、一瞬にして水泡に帰し、多くの国々や関係者の信頼を裏切る背信行為となるものである。

こうした我が国の将来にかかわる重要な課題を包含していることにかんがみ、今後のＴＰＰ交渉の参加、不参加の判断に当たっては、国会において慎重に審議するとともに、国民に対し、詳細な情報提供を行い、国民の総意を得ることが必要である。よって、政府においては我が国の農業振興や食料安全保障をはじめ、地域経済・社会に与える影響を十分考慮し、下記のとおり対応されるよう、強く要望する。

記。

１、関税撤廃が原則であるＴＰＰ交渉への参加は、国内の農業へ甚大な影響を与えるのみならず、我が国の食糧需要を極めて危険な状況に追い込み、食料安全保障の観点から、国の存続を危うくする可能性が高いため、交渉への参加は断じて行わないこと。

2、今後、国際貿易交渉に当たっては、多様な農業の共存を基本理念として、食料安全保障の確保や農業の多面的機能の発揮を図るなど、日本提案の実現をめざすというこれまでの我が国の基本方針を堅持し、食の安全、安定供給、食の自給率の向上等を損なうことは行わないことを基本とする「食料・農業・農村基本計画」の方針を貫徹すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月15日。

甲良町議会議長 山田壽一殿。

提出機関につきましては、下記に書いているところでございます。

よろしく申し上げます。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はございませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

この意見書に賛成をし、さらに私の強調点を述べておきたいと思います。2点にわたっています。

1つは、菅内閣が農業の振興と食糧自給率の向上、そしてこのTPPに参加をすることとは相矛盾しない、両立させるということを言っていますが、全く展望がありません。展望がないどころか、矛盾をすることをやろうとしているという点であります。

TPPに参加をしますと、農業だけではなくて、他の分野も自由貿易に変わっていきます。そういう点から見ても、経済への打撃は大変なものであります。

報道によりますと、菅内閣のそれぞれの施策の財源をめぐって、閣内での対立が際だっています。対立が際だっているだけではなくて、財源の展望が示せないまま、例えば子ども手当の財源、減額をせざるを得ないとか、それから企業減税、これの財源が生み出せないとか、そういう点でも数千万円単位の財源が生み出せないだけで展望が持てません。

このTPPを自由貿易の方向で参加をすれば、農業の破壊は北海道だけでも3兆円と試算されています。全国的には10数兆円とも言われています。そういう点の両立ができる。つまり、菅内閣が戸別補償を始めましたが、財源の見通しはもう既に断たれています。そういう点でも、この両立というのがあり得ないし、展望が示せないままです。

もう一つは、T P Pの現実が、我が国と甲良町に大変な危険をもたらすものであるというように思います。

何か農業だけが自由になって、壊滅を受けるかのような宣伝がされ、またそういう認識の方もおられると思いますが、決してそうではありません。T P Pの内容は、以前にも言いましたが、政府調達、それから知的財産、金融取引、それから労働市場、こういうなものすべて自由化にする。つまり、国境がなくなって、大きな力を持つ財界、大企業、そして財貨を動かすことができる国が指導権を持って、経済的覇者になっていく、こういう構想であります。

そういう点から見たら、国内の産業を守る、すべての産業を守る。農業の分野で見ても農業の分野は加工があり、そしてその機械をつくる工業生産があり、関連産業は非常に広いです。そういう点でも大打撃を受けるということを、しっかりと私たちは押さえることが必要だということを申し述べて、意見書に賛成討論とさせていただきます。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより意見書第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって意見書第3号は可決されました。

ここで諸般の都合により、副議長と交代をさせていただきます。

(金澤副議長と交代)

○金澤副議長 ただいま議長と交代いたしました。

議員各位におかれましては、スムーズな議事運営にご協力をお願いいたします。

次に、発議第7号と発議第8号の2議案を議題といたします。この2議案につきましては、地方自治法第117条の規定によって、山田議員と濱野議員の退場を求めます。

(山田議員と濱野議員 退場)

○金澤副議長 それでは、議事を進行します。

ただいま議案となっています発議第7号、発議第8号については、私から質疑、討論したいので、議長席からは質疑、討論できないので、仮議長を選

出して議事を進めたいと思いますが、これにご異存ありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 副議長は既にご存じだと思いますが、地方自治法の106条、ここにこう書かれています。地方公共団体の議会の議長に事故あるとき、または議長が欠けたときは副議長が議長の職務を行う。2項に、議長及び副議長にともに事故があるときは仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。3項は、議会は仮議長の選任を議長に委任することができる、こういう3つの規定があります。いう点から見ても、今、金澤副議長さんが言われた質疑をしたい、討論をしたい、こういうことで事故あるときというようにはなりません。それで、職務ができないとなれば、地方自治法の106条違反というようになります。そのことが覚悟でやめられるのであれば、辞職という方法を取らなければなりません。そのことを申し上げて、そのことも覚悟をして議長席をおりるといふのであれば、私は大事なときでありますので、地方自治法に基づいてしっかりと運営するというのが、甲良町議会にかけられた大事な役割、責務だと思いますので、106条に基づいて副議長さんが議長の役割を執行させる、こういうことが大事でありますので、ぜひ熟考を、よくお考えいただきたいというように思います。

○金澤副議長 ただいま西澤議員から異議がありましたので、起立によって採決をしたいと思います。

西澤議員の提案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○金澤副議長 賛成全員であります。ご着席願います。

起立全員であります。

よって、このまま本職が議事を進行してまいりたいと思います。

次に、日程第5 発議第7号を議案といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 発議第7号 官製談合疑惑等調査につき虚偽の陳述及び記録の提出拒否に係る告発に関する決議案。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年12月15日。

甲良町議会議長 山田壽一様。

提出者 甲良町議会議員 藤堂一彦議員。

賛成者 藤堂与三郎議員。

賛成者 西澤議員。

賛成者 建部議員。

賛成者 木村議員。

賛成者 宮寄議員。

○金澤副議長 本案に対する提案説明を求めます。

藤堂一彦議員。

○藤堂一彦議員 提案説明を行います。

官製談合疑惑調査につき、虚偽の陳述及び記録の提出拒否に係る告発に関する決議。

去る12月8日の官製談合疑惑調査特別委員会において、虚偽の陳述及び記録の提出拒否のあった関係人の告発が決定された。また、調査特別委員会の調査報告書が12月9日本会議において可決された。地方自治法第100条第9項の定めには、「議会は関係人が記録の提出拒否（同条第3項）、または虚偽の陳述（同条第7項）の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない」と義務づけられている。

よって、本議会は、調査特別委員会において虚偽の陳述及び記録の提出拒否の罪を犯したと認められる関係人（山崎義勝氏、野瀬喜久男氏、山田壽一氏、濱野圭市氏）を速やかに告発する。

以上、決議する。

平成22年12月15日。

甲良町議会。

以上であります。

○金澤副議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○金澤副議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○金澤副議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○金澤副議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって発議第7号は可決されました。

次に、日程第6 発議第8号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 発議第8号 官製談合疑惑につき刑事告発に関する意見書案。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年12月15日。

甲良町議会議長 山田壽一様。

提出者 藤堂一彦議員。

賛成者 藤堂与三郎議員。

賛成者 西澤議員。

賛成者 建部議員。

賛成者 木村議員。

賛成者 宮寄議員。

○金澤副議長 本案に対する提案説明を求めます。

藤堂一彦議員。

○藤堂一彦議員 意見書の説明を行います。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

官製談合疑惑につき刑事告発に関する意見書。

去る12月8日の官製談合疑惑調査特別委員会において、虚偽の陳述及び記録の提出拒否のあった関係人の告発が決定されました。また、調査特別委員会の調査報告書が12月9日の本会議において可決されました。

このことから、本議会は関係人による官製談合の疑いを認めました。

つきましては、町におかれましても刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づきまして、官製談合の疑いが認められた関係人（山崎義勝氏、野瀬喜久男氏、山田壽一氏、濱野圭市氏）を「競売入札妨害罪」及び「官製談合防止法違反」により、速やかに刑事告発されるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年12月15日。

甲良町議会。

甲良町長 北川豊昭様。

以上であります。

○金澤副議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○金澤副議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○金澤副議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより発議第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○金澤副議長 着席願います。

賛成多数であります。

よって発議第8号は可決されました。

次に、山田議員と濱野議員の入場を認めます。

(山田議員と濱野議員 入場)

○金澤副議長 報告いたします。

ただいま議案となっていました発議第7号と発議第8号につきましては、賛成多数で可決されましたので、報告いたします。

ここで山田議長と交代いたします。

(山田議長と交代)

○山田議長 はい。

○西澤議員 先ほどの金澤副議長さんの最後の宣告が間違っていましたので、訂正の口述をやり直していただきたいというように思います。

意見書は賛成多数、それから刑事告発については全員賛成です。そこを両方ともが賛成多数という口述にしてしまわれたので、山田議長さんからでも結構ですし、金澤さん、席についてもう一度言い直していただかんと、本会議の宣言ですので。

○山田議長 それでは、金澤副議長と交代いたします。

(金澤副議長と交代)

○金澤副議長 ただいま西澤議員の指摘どおり、そのとおりであります。

私もわかっていたんですけども、局長に確認しましたところ、7号は全員で可決されました。8号については多数決で可決されました。

以上、訂正いたします。

それでは、議長と交代いたします。

(山田議長と交代)

○山田議長 それでは、再開させていただきます。

次に、日程第7 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第121条の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました文書のとおり議員の派遣をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第 8 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを議題といたします。

会議規則第 75 条の規定によりまして、各常任委員長からお手元に配布いたしておきました文章のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員会からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

北川町長。

○北川町長 それでは、閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今 12 月定例会、8 日の日が全協でございました。9 日が開会ということで、本日まで 1 週間の定例議会、提案をさせていただきました承認 3 件、認定 1 件、議案 4 件、動議 1 件、すべての議案を十分ご審議をいただき、皆さんのご協力のもと、ご承認いただきました。ありがとうございました。

先ほど、西澤議員の意見にもございました。この 12 月議会の一般会計の補正予算、その中には肺炎球菌、ヒブワクチン、子宮頸がん、それぞれのワクチン、これを補正をさせていただきました。もう既にワクチンを接種されたお子さんもおられます。そして、非常にこのワクチンの接種代が高いということではなかなか踏み切れない、そういう方たちもおられました。こうした補正をすることによって、子どもたちが健康で安心な生活ができる、そういう体制の 1 つになるのではないかと。もう既にその情報が伝わっておりまして、大変喜んでおられるご家庭もあります。

また、東小学校の施設整備、これにも補正を組ませていただきました。来春から入学する生徒のためにも、使い勝手のよい環境づくり、これも私たち行政の使命ではないか、このような思いをしております。

今年 1 年を振り返りますと、平成 22 年は議会もきょうは最終日を迎えました。いろいろな出来事がございました。頭の中、走馬灯のごとく駆けめぐっております。

3 月の 9 日開会日に、百条委員会が設置がされました。延べ、5 月 6 日第 1 回目から 12 回に渡る調査が行われ、そして、12 月議会開会日、9 日にその意見の報告書が委員長報告され、きょう行政、私に意見書が、全員賛成多数で可決をされました。

町民の皆さんも、非常にこの件に関しては関心を寄せておられます。いろ

んなはがき等の投書もいただきました。それら町民の皆さんの1枚1枚に目を通しながら、1日も早くこの問題の解決に向けた方向性を示すというのも行政の役割かなという意味では、顧問弁護士の先生もおられますので相談をさせていただきながら、委員長報告の報告書も見ていただきながら判断をさせていただき、町民の皆さんに行政何やってんだと言われることのないように、私たちの範囲で手が届きません。そういう中では、司法にゆだねながらこのことも進めていく必要があるのではないか。このような思いをしております。そして、甲良町が明るいニュースで記事になるよう求めて、こういう思いもしております。

いよいよ12月もあと半月、本当に今年もあっという間の1年でございましたが、皆さんのご支援、ご協力によりまして、この平成22年もしっかりと、できない部分を反省しながら進められたことを、この場をお借りして感謝を申し上げたい、このように思います。

これから寒さ厳しくなっております。どうぞ議員の皆さんもお体をご自愛いただいて、新しい年が健康な体で迎えられる、そういうことを強くお願いを申し上げ、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

ご苦労さんでございました。

○山田議長 それでは、これをもって、平成22年12月甲良町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時45分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 山 田 壽 一

署 名 議 員 木 村 修

署 名 議 員 金 澤 博